

2026年度「NEDO先導研究プログラム／未踏チャレンジ」の公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「jGrants」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なおjGrantsの使用にあたっては、事前にGビズIDの「GビズIDプライムアカウント」又は「GビズIDメンバーアカウント」が必要です。GビズIDの取得は2週間以上かかる場合もあるため、GビズIDを未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。GビズIDが無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026年2月2日(月)～4月1日(水) 正午まで

【提出先および提出方法】

以下のjGrants公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW5CMAX?wfid=a0XJ2000006ZHcqMAG>

【留意事項】

※jGrants上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail等）は受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、GビズIDの取得がそもそも不可でjGrantsが利用できない、jGrants等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までにjGrants上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ずNEDO担当者まで連絡し、NEDO担当者の指示に従ってください。

【参考】NEDO事業におけるe-Radの手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

2026年2月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 事業内容及び公募対象	2
(1) 事業内容	2
(2) 事業期間・規模	2
2. 応募要件・実施要件	2
3. 応募方法	3
(1) 提出期限及び提出方法	3
(2) 提出書類	4
4. 採択先の選定	5
(1) 審査の方法	5
(2) 審査基準	5
(3) 採択先の公表及び通知	5
(4) 選定スケジュール	5
5. 公募説明会の開催	6
6. その他重要事項・留意事項	6
7. 問い合わせ先	6
8. その他	6
9. 掲載資料	6
【別紙1】その他重要事項・留意事項	7
◆応募にあたっての留意事項	7
(1) 提出書類の留意事項	7
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	7
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	7
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	8
(5) EBPMに関する取組への協力について	8
(6) 提出書類の情報の取り扱い	8
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	8
(1) 事業運営	8
(2) 採択後の各種事務手続き	8
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	9
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	9
(5) 追跡調査・評価	9
◆法令遵守、研究不正への対応	9
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	9
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	10
(3) 研究不正への対応	10
【別紙2】公募する研究開発テーマの対象	12

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度「未踏チャレンジ」の委託先の公募を行います。このプログラムへの応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。本事業は、2026年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 事業概要及び公募対象

(1) 事業内容

本事業は、脱炭素社会の実現に向けて、事業開始後30年先の実用化・社会実装を見据えた革新的な技術を対象として、先導研究として実施するものです。革新性及び独創性があり、将来的な波及効果が期待できる研究開発テーマについて、大学等のみの体制、または、大学等と民間企業との産学連携体制、のもとで先導研究を実施します。

また、本事業では、研究開発をより効果的に推進するために特定の技術分野・研究開発領域において専門的見地から助言等を行うプログラムオーガナイザーを配置の上、効率的に推進します。

a. 対象とする研究開発テーマ

研究開始から30年後に社会実装の可能性がある革新的な技術について、産業及び社会面も踏まえて解決すべき技術課題とそれを解決する研究開発内容を募集するものです。研究開発テーマは、革新的な技術の必要性・重要性（産業界のニーズ含め）とともに、その技術で解決すべき課題とそれを解決する研究開発内容の必要性・重要性を求めます。

本公募では、産業及び社会面も踏まえて解決すべき技術課題とそれを解決する革新的な研究開発テーマを募集します。具体的には、対象とする研究開発テーマは、次の条件を満たした提案であり、かつ、別紙2「公募する研究開発テーマの対象研究領域」のいずれかに該当する研究開発内容とします。

- ・革新性及び独創性があり、研究開発に成功した場合、CO₂削減効果が期待できること
- ・研究開発フェーズとしては取組みの初期の段階であり、実用化までの確実な見通しをつけることが現時点では困難であること

b. 研究開発の実施体制

本事業の研究開発の実施体制は、研究開発テーマごとに企業及び大学等（※1）で構成する産学連携の体制、または、大学等のみの体制とします（企業のみの体制は対象外）。

大学等のみで実施する場合は、現時点で連携先となる企業を模索していることを条件とし、事業開始3年目までに、企業の研究者等を外部有識者等として登録していただきます。

※1 「大学等」とは、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関とします。

(2) 事業期間・規模

実施期間	規模（／年・件）
最大4年（原則3～4年。研究開発の途中段階で中間評価を実施します。）	5百万～2千万円程度（※2）

事業形態：委託 NEDO負担率：100%

※2 提案内容により予算額を見直す場合があります。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある研究開発実施機関は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」等に示す条件を満たす単独または複数で受託を希望する企業・大学等とします。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先への資金の流れがないものは除く）は認めません。また、委託予定先となる企業から大学等への再委託（又は共同実施）も認めません。

※ 複数の法人が連帯して、NEDOとの間で委託契約を締結することを想定している提案を「共同提案」と表記します。委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施する「共同実施」とは異なります

で、ご注意ください。

- ※ 研究者の年齢制限はございませんが、30 年後の社会実装をターゲットとしているため、主に 30 歳代の若手研究者を中心に研究が行われており、研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。
- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
 - (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
 - (3) NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
 - (4) 企業等が事業に応募する場合は、当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
 - (5) 産学連携の体制とする場合は、各企業、大学等の、それぞれの責任と役割が明確化されていること。大学等のみの体制の場合は、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われていること。
 - (6) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
 - (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

【実施要件】

本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約を締結にあたっては、最新の「業務委託契約款」を適用し、契約期間が 4 年計画の場合、初回契約期間は 2 年後の 9 月を契約期日とすることを原則とします。契約終了する 3 か月前を目安に、中間評価審査を実施し、継続可否、計画の見直し等を審査します。また、契約手続き等は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施します。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

(1) 提出期限および提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「jGrants」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 4 月 1 日（水）正午

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があり、その場合はウェブサイトでお知らせいたします。

【提出先】 公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW5CMAX?wfid=a0XJ2000006ZHcqMAG>

【提出方法】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

- ・jGrants 上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で jGrants が利用できない、jGrants 等の外部システムの障害発生により申請ができない 等）により、提出期限までに jGrants 上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・jGrants 上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、j-Grants 上で以下の項目について入力を求めていきますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ① 代表法人名称および共同法人名称（複数の場合は提案法人名を列記）
- ② 技術的ポイント（100 文字以内）
- ③ 責任者名（研究開発責任者の所属部署、役職名、氏名を記載。共同提案の場合は、法人毎に列記）
- ④ 利害関係者（※）

（※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることをいたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいて構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：○○株式会社 ○○ ○○

○○大学○○学部○○学科 教授 ○○ ○○
 ○○大学院○○研究科○○専攻 教授 ○○ ○○
 ○○研究所 ○○部門 部門長 ○○ ○○

（2）提出書類

<全員が提出する資料>

- ・提案書（詳細は別添 1）

- ・研究開発責任者研究経歴書（詳細は別添 2）
- ・NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 3）
- ・提案者情報（詳細は別添 4）

<企業が提出する資料>

- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添 5）
- ・直近の事業報告書、直近 3 年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位）（※）
 (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- (※) 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 3：提案者情報」中に明記する形でも可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- (※) 再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 委託先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会審査の上、その結果を踏まえ、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

30 年後を見据えた革新的な研究開発テーマを採択するため、まずは上記 1. 事業概要及び公募対象と照らして「公募目的との整合性」「研究領域との整合性」を判定したうえで、「研究開発テーマの革新性・独創性」、「技術的実現可能性」、「研究開発計画の妥当性」、「研究開発成功時の波及効果・インパクト」、「国家プロジェクト化や社会実装に向けた構想の妥当性」、「研究開発体制の妥当性」等の項目を検討し総合評価します。特に、「研究開発テーマの革新性・独創性」を重視します。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（再委託先・共同実施先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、実施期間の短縮等）を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 4 月 1 日正午	：	公募締切
4 月上旬～	：	案件検討
4 月下旬	：	ヒアリング要否連絡（※5 月上旬～中旬に実施）

- 5月下旬 : 採択審査委員会（外部有識者による審査）
5月下旬（予定）：契約・交付審査委員会
6月上旬（予定）：委託先公表（プレスリリース）
7月ごろ（予定）：契約

※ 案件検討の書面審査で一定の評点を得た提案は、対面ヒアリングを5月に行います。対象の応募代表者には、4月に出席依頼とヒアリングの日時等をご連絡しますので、予定の確保をお願いします。なお、個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

5. 公募説明会の開催

WEB上で説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明します。応募を予定される方は可能な限り視聴してください。なお、説明会は日本語で行います。

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙1】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載しておりますので、応募に当たっては必ず事前にご一読ください。また、受託業務の実施については、原則として、以下の対応をお願いします。

- ①プログラムオーガナイザーによる研究開発内容等への助言等に従うこと。
- ②研究を推進するための研究開発推進委員会の設置、運営を行うこと。
- ③本事業において別途NEDOが実施する調査に協力すること。
- ④委託期間終了時に、本委託事業の成果報告会で成果を報告すること。

7. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、公募締切1営業日前の3月31日（火）正午まで電子メールで受け付けます。それ以降のお問い合わせは、受け付けませんのでご注意ください。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
フロンティア部 先導研究ユニット
新技術・未踏チャレンジチーム
E-mail: mitou@nedo.go.jp

8. その他

【NEDO事業に関する業務改善アンケート】

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。以下リンクのNEDOホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

9. 掲載資料

- 基本計画
- 公募要領
- 別添1：提案書
- 別添2：研究開発責任者研究経歴書
- 別添3：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制の確認票
- 別添4：提案者情報
- 別添5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 様式：体制図、積算用総括表

【別紙 1】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出資料の留意事項

提案書の実施体制に記載される委託先で、登録研究員の代表となる「研究開発責任者」を設置し、研究経歴書を提出していただきます。なお、成果対象とする論文は、研究開発責任者が第一著者または責任著者となっているもののみですのでご注意ください。

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定) や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表する事がありますので、あらかじめご了承ください。また、外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について <https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項 https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注 1)、又は「過度の集中」(注 2) が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注 1) 同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注 2) 同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超える、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となります。

② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあります、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省または NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】競争的研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPM に関する取組への協力について

EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) (※) の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時までに提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

(※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提案書類は審査のために利用します。また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。また、提案書の添付資料「研究開発責任者研究歴書（CV）」については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

① 全体の運営

NEDO は、基本計画に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画を必ずご確認ください。なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

② 知財・データマネジメント

本事業は、「NEDO 先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。

また、本事業は「NEDO 先導研究プログラムにおけるデータマネジメント基本方針」を適用します。

(2) 採択後の各種事務手続き

① プロジェクトマネジメントシステム

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

② 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれでは、NEDO からの案内に従い、契約締結前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

(3) 資産の取り扱い

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。なお、委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。また、委託先は、委託事業期間終了後、有償により NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けこととなっています。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）

（2021 年 5 月 1 日以降は特定類型※に該当する居住者を含む。）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整

備を求める。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

・ 安全保障貿易ガイド（入門編） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイド（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障輸出管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

委託先は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和 6 年 5 月 1 日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条）。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT 出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第 78 条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・ 当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・ 当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・ 当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・ 特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることができます。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

② 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3) 及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間)

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることができます。

- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

【別紙2】

公募する研究開発テーマの対象研究領域

公募する研究開発テーマは、以下の研究領域に該当する研究開発内容とします。該当しない提案は評価されないことをご認識の上、独自の課題を設定の上、適切な研究領域にご提案下さい。

研究領域A 「次世代省エネエレクトロニクス」
省エネに資するエレクトロニクス技術に関する提案。主に、デバイスやそのドライバおよびシステムに関する提案、または、電力ネットワーク等の高効率化や省電力化に関する提案。ただし、材料開発に特化した提案は対象外とする。
研究領域B 「環境改善志向次世代センシング」
省エネルギーに貢献する従来にないセンサ、センシング技術、およびセンサシステムに関する提案。新原理の利用、アクチュエータを含む能動センシング、新規対象のセンシングなどを含む。ただし、材料開発に特化した提案は対象外とする。
研究領域C 「導電材料・エネルギー変換材料」
電子デバイスへの応用が期待される材料開発や超電導をはじめとした革新的な導電材料開発、あるいは従来にないエネルギー変換材料開発の提案。ただし、従来技術の応用開発の提案や研究領域Dに相応しい材料に関する提案は対象外とする。
研究領域D 「未来構造・機能材料」
これまでにない構造材料や新たな機能を有する材料（複合材料）に関する提案や、計算機科学による新しい概念を持つ構造・機能材料の実現に関する提案。または、新たな材料生産プロセスや金属等の高効率リサイクル技術に関する提案。ただし、材料開発でない提案や研究領域Cの対象となる材料は対象外とする。
研究領域E 「CO ₂ 有効活用」
カーボンリサイクル技術を用いた既存製品と同等コストの合成燃料や化学品等の製造に関する提案（安価な CO ₂ フリーH ₂ の供給を含む）。人工光合成を用いた CO ₂ から有用化合物（既存品と同価格程度のプラスチック原料など）の製造に関する提案。ただし、CO ₂ 固定のみで有効活用を含まない提案は対象外とする。

ファイルは、A4 サイズで印刷可能なサイズとしてください。
提出の際は、吹出しおよび青字は削除してください。

別添1

(提案書記載例)

「NEDO先導研究プログラム／未踏チャレンジ」に対する提案書

公募の対象となる研究領域を選択して記入してください。 ○○年○○月○○

上記の件について貴機構の委託事業を受託したく、下記の代表者名で提案させて頂きます。

■代表機關

会社名 ○○○○株式会社（法人番号）

■法人番号は、国税庁の法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)などを用いて記載してください。(13行)

代書考略

※研究者名ではなく、委託契約を決裁できる方を記載ください。企業の場合は代表取締役社長、大学等の場合は当該機関の長です。大学法人は、学長または学長の契約代行者としてください。

所在地 ○○県○○市・・・・・ (郵便番号○○○-○○○○)

連絡先 所属 ○○○部 △△△課

連絡先は本提案に関する問合せに対応できる者（研究開発責任者等）としてください。なお、採択・不採択通知は、jGrants 入力欄「申請担当者の連絡先」に連絡しますので、同じ連絡先とすることを推奨します。

所在地 郵便番号

TEI ^^^^=^^=^^^

e-mail *****@*****

■ 共同機關

会社名 ○○○○○株式会社（法人番号）

代表者名

所在地 ○○県○○市・・・・・ (郵便番号○○○-○○○○)

連絡先 所属 ○○○部 △△△課

役職名 ○○○○○部長

氏 名 ○○ ○○

所在地 ○○県○○市・・・・・

共同提案の場合は、共同機関を上記記載内容に準じて列記してください。再委託先・共同実施先の記載は不要です。1ページで収まらない場合は、適宜、改ページで対応ください。

TEL △△△△△-△△-△△△△△

e-mail *****@*****

なお、提案内容は、次葉以降に記載いたします。

提案書の下中央にページを入れてください

<提案概要>

研究概要	「j-Gants」に入力する「技術的ポイント」をそのまま転記してください。
研究開発に成功した場合のCO ₂ 削減効果	<p>例1) 開発した〇〇を自動車部品に導入することにより、大幅な軽量化が認められ、自動車の燃費の改善によりCO₂を削減することができる。</p> <p>例2) 開発した〇〇は消費電力が従来品に比べて100分の1であり、電力消費を改善することによりCO₂を削減することができる。</p> <p>例3) 開発した反応機構では、従来の10倍の反応速度であり、投入エネルギー量も10分の1にすることにより、CO₂を削減することができる。</p>
未踏チャレンジを行う研究の中で、どの部分の研究が取組みの初期の段階か	〇〇の試作品を開発するところまでは、既に予備実験で確認しているが、これを〇〇法により〇〇を合成するには、〇〇と〇〇の反応機構を解明したうえで、〇〇を行う頃が必要である。未踏チャレンジでは、この〇〇の開発が研究の初期段階にある。
申請した研究領域に自身の提案が該当することの説明	<p>例1) 新型パワーデバイスの開発であり、A領域に合致する</p> <p>例2) 革新的センサの開発であり、B領域に合致する</p> <p>例3) 超電導物質の開発であり、C領域に合致する</p> <p>例4) 超軽量構造材の開発であり、D領域に合致する</p> <p>例5) CO₂を原料に化成品を製造する研究であり、E領域に合致する</p>

提案概要是、必ず1ページに納まるようお願いします。詳細の提案内容は次ページ以降にご記載ください。

1. 研究開発の内容及び目標

(1) 研究開発の内容と目標

*研究開発の内容は、解決すべき技術的課題とその解決手法を具体的に説明してください。

*既存技術のベンチマークを簡潔に説明し比較した上で、本事業で実施する研究開発テーマがどの程度優れているのかが明確になるように、①②についてわかりやすく説明してください。

- ① どのような点が、高い技術チャレンジであり、世界のトップレベルの研究開発となるのか。
 - ② どのような現行技術やシステムと置換されるのか（既存技術の改良でないことの説明）。また、どのような点が、新規性、独創性、革新性があるのか。

*実現の見通しについて、事前検討(予備実験)データなど具体的な根拠を示して説明してください。

*目標は、最終目標（性能、定量的な数値等）を設定し、簡潔に説明してください。また、年度毎の達成目標（マイルストーン）もそれぞれ記述してください。数値目標が困難な場合は、進捗度を評価できる目標としてください。（「△△が可能なこと。」、「〇〇式であること。」、「△△は〇〇以上であること。」、「〇〇個以上について△△する。」、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載）

【記入例】

＜研究開発の概要＞

oooooooooooooooooooo

oooooooooooooooooooo。本研究においては、研究項目A～oを実施する。

研究項目 A 「ooooooの研究開発（△△△△△の研究開発）」 (oo大学)

0000000000000000。具体的な研究項目別の内容と目標は以下の通り。

A-1. ○○○の調査（実施期間：○年○月～○年○月）

事業開始から1年毎の達成目標（※各年3月の達成目標を記入ください）

2027年3月: 00000

2028年3月：00000

2029年3月: 00000

2030年3月：〇〇〇〇〇（最終目標）

A-1 と同様に毎年の目標を記載してください。以下の項目も同じく記載

A-2. ○○○の開発（実施期間：○年○月～○年○月）

事業開始から 1 年毎の達成目標（※各年 3 月の達成目標を記入ください）

研究項目B 「XXXXXXの研究開発（□□□□□の研究開発）」 (□□株式会社)

0000000000000000。具体的な研究項目別の目標は以下の通り。

B-1. ○○○の研究（実施期間：○年○月～○年○月）

事業開始から1年毎の達成目標（※各年3月の達成目標を記入ください）

＜再委託先・共同実施先を起用した理由＞（起用する場合のみ記載）

再委託先（共同実施先）を起用した理由と役割分担を説明してください。なお、国立研究開発法人から企業への再委託又は共同実施は、原則認めておりません。（再委託先（共同実施先）へ資金の流れがないものを除く。）

(2) 研究開発成功時の波及効果・インパクト

社会実装のシナリオを示しながら、30年後に、どのようなインパクトを社会に与えるかを簡潔に記載ください。加えて、「省エネルギー効果（原油換算=○○k L／年）、CO₂削減効果（CO₂排出削減

量=〇〇 ton-CO₂/年)」を概算して記述してください(間接的な効果を含む)。

(参考) 標準発熱量・炭素排出係数(総合エネルギー統計)

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon.html

(3) 国家プロジェクト化や社会実装に向けてのシナリオ・構想

*本項目では、本事業実施後に、どのように研究開発に発展させ(国家プロジェクト等)、社会実装につなげる計画であるかを説明ください。現時点の構想で構いません。

【提案技術に関する国家戦略について】

*提案技術と最も関係する国家戦略を以下から一つ選択し、それ以外の国家戦略は削除下さい。

□統合イノベーション戦略2025(2025年6月6日閣議決定)

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougoenryaku/togo2025_honbun.pdf

□革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihui048/siryo6-2.pdf>

□その他(○○○○○)

2. 実施体制

(1) 研究開発責任者

研究開発責任者とは、「代表機関」および「共同機関(共同提案の場合)」に所属する主要研究者であって、実施機関毎に研究を総括します。

研究実施機関名: ○○○○大学等の法人名を記入

研究開発責任者: 所属・役職・氏名 ○○学部 助教 ○○ ○○

電話 ***-***** (内線)

E-mail *****@*****.*****

(2) 研究開発責任者研究経歴書

研究開発責任者研究経歴書(別添2-様式1、2)に記載の通り。

上記2-1の研究開発責任者研究経歴書を提出ください。

(3) 研究開発者の役割・分担

再委託先・共同実施先は不要

*提案の体制における研究開発者(本提案の研究開発責任者を含めた主要研究者全員)の役割、分担内容について下表のリストに簡潔に記載ください。代表機関研究開発責任者を筆頭にしてください。なお、所属機関との雇用関係がない方(学生等)は登録できませんので、ご注意ください。

氏名	機関名・所属	2027年3月31日の年齢	役割・分担内容
○○ ○○	○○大学	32	研究項目Aを統括する
○○ ○○	○○大学	29	研究項目Bを統括する
○○ ○○	○○株式会社	38	研究項目Cを統括する

<社会実装に向けて、本提案技術を継続的に研究開発を発展させるための人的な取り組み>

*社会実装に向けた提案技術に関する研究開発を継続的に発展させるための人的な取り組み(研究開発者が全員40歳未満など)を記載ください。

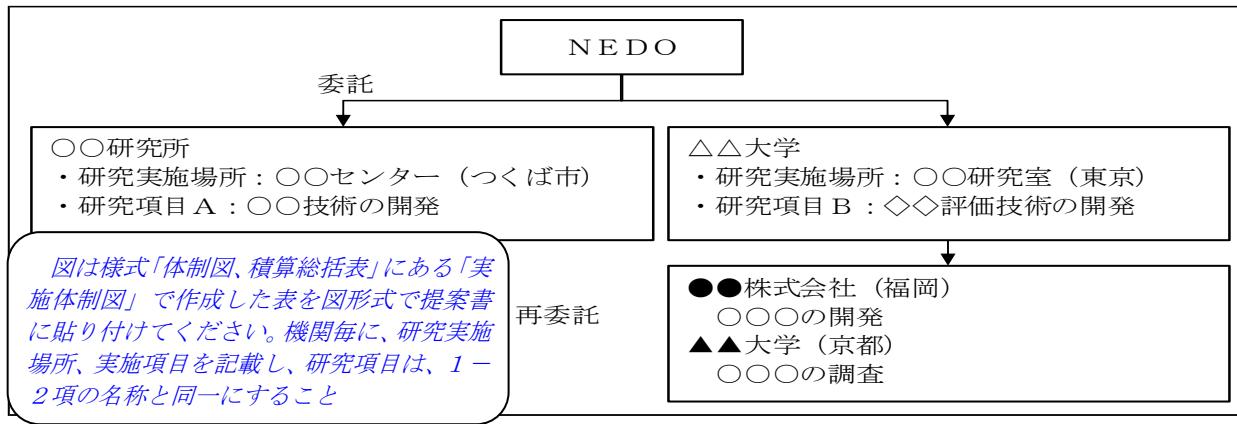
(4) 実施体制図

*図は様式「体制図、積算総括表」を参照して作成し、図として貼り付け、本研究開発の実施体制を各機関(再委託先、共同実施先を含む)の役割が分かるようしてください。

*採択後に委託先を追加することは中間評価後であってもできません。

*30年後の社会実装をターゲットにしているため、本提案においては、大学単独または2機関程度による提案を想定しております。3機関以上による提案をされる場合は、その合理的な理由をご説明ください。

「＊＊＊＊の研究」実施体制



(5) 研究実施場所

*研究開発を実施する場所と選定理由を記載してください。

△△株式会社：□□研究所◇◇センター（大阪）
(選定理由：□□□□□のため)

実施場所がなどである場合は、その選定理由を記述してください。

(6) 当該提案における产学連携体制に向けた具体的構想（大学等のみによる提案に限る）

*大学等のみの提案の場合、事業開始3年目までに、企業の研究者等を外部有識者等として登録する計画を提示して頂きます。現時点での想定について下記を踏まえ説明ください。

- ・候補企業が提示可能であれば企業名とその役割を記載。
- ・候補企業がない場合は企業摸索の取組みを記載。

*产学連携による提案の場合は記載不要であり、本項目を削除してください。

(7) 国立研究開発法人又は公益法人（社団法人・財団法人）の当該分野における専門的見地の優位性の説明（国立研究開発法人又は公益法人が実施する研究開発項目に限る）

*国立研究開発法人又は公益法人（社団法人・財団法人を含む）が実施する研究開発項目について、提案テーマの技術分野において、上記機関が技術的な優位性を有することを記載してください。

*上記の実施機関を含まない提案の場合は記載不要であり、本項目を削除してください。

3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

(1) 当該提案に有用な研究開発実績

*代表的な研究実績等を簡単に記載ください。論文等の実績はこの欄ではなく「研究開発責任者研究経歴書」に記載ください。

(2) 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況

*本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備状況とその用途を記載してください。

(例　示)

共同提案の場合は、機関ごとに記載下さい。

設備名称	内容 (使用目的・仕様等を記入してください)

4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算

(1) 研究開発予算と研究員の年度展開

予算上限は単年度2千万円、4年間で8千万円が上限です（間接費含む）。

単位：百万円

()内は人数

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計
研究項目A. ○○技術の開発					
A-1 ○○○の調査	研究開発項目と経費について一覧表にまとめてください。 表は様式「体制図、積算総括表」にある「研究開発予算と研究員の年度展開」のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。研究計画スケジュールを表す線の下の()内には、その年度に投入される研究員の人数を記入してください。	0 → (0)	0 → (0)	0 → (0)	0 → (0)
A-2 ○○○の開発		0 → (0)	0 → (0)	0 → (0)	0 → (0)
研究項目B. ◇◇評価技術の開発					
B-1 ○○○の研究	エクセルシートで表を作成し、この部分に貼り付けてください。 その際、表下段に記載の(注)にご留意ください。	0 → (0) 0 → (0)	0 → (0) 0 → (0)	0 → (0) 0 → (0)	0 → (0) 0 → (0)
B-2 ○○○の研究					
研究項目C. 研究開発推進委員会					
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(2) 予算の概算

①総括表

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

委託先名	再委託先名・共同実施先名	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計
1. 国立大学法人○○○○○大学						
うち再委託	株式会社□□					
うち再委託	国立大学法人□□					
うち共同実施	学校法人▽▽大学	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 国立大学法人○○○○○大学		0	0	0	0	0
3. ○○○○○株式会社						
合計						
うち消費税及び地方消費税						
うちNEDO負担額						
うちNEDO負担消費税等額		0	0	0	0	0

研究開発に必要な経費の概算額をまとめ、総括表を作成してください。表は様式「体制図、積算総括表」にある「(1)総括表」のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。なお、再委託先又は共同実施先は、委託先の契約金額の内数として、再委託先等の金額（消費税込）を()書きで記載してください。

エクセルシートで表を作成し、この部分に貼り付けてください。
その際、表下段に記載の(注)にご留意ください。

うちNEDO負担額

うちNEDO負担消費税等額

②委託先／研究分担先／分室総括表

機関名：●●大学

(単位:円)

項目	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計(積算内訳)
I. 直接経費	0	0	0	0	0
1. 物品費	エクセルシートを作成し、この部分に貼り付けてください。 その際、エクセルシート上の表の下段に記載されている（注）にご留意ください。				
2. 人件費	シートは次のいずれかを選択して作成してください。 ア. 企業等 イ. 国立研究開発法人等 ウ. 大学等 エ. 消費税の免税事業者等				
3. 旅費					
4. その他					
II. 間接経費					
III. 再委託費					
総計(I + II + III) ^(注2)	0	0	0	0	0
うち消費税及び地方消費税(10%)	0	0	0	0	0

研究開発に必要な経費の概算額を委託先機関ごとに作成してください。表は様式「体制図、積算総括表」にある「(2)委託先総括表」から機関ごとに該当のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。経費項目はそれぞれの業務委託積算基準（国立研究開発法人等「業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）」(<https://www.nedo.go.jp/content/100906383.pdf> 参照)、大学等「業務委託費積算基準（大学用）」(<https://www.nedo.go.jp/content/100906384.pdf> 参照)、それ以外の機関「業務委託費積算基準」(<https://www.nedo.go.jp/content/100919901.pdf> 参照))に準じて作成ください。

③再委託先／共同実施先総括表

機関名：●●総合研究所

(単位:円)

項目	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計(積算内訳)
I. 直接経費	*再委託・共同実施先があれば作成してください。表は様式「体制図、積算総括表」にある「(3) 再委託・共同実施総括表」から該当のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。				
1. 備品費	0	0	0	0	0
2. 消耗品費	0	0	0	0	0
3. 人件費	エクセルシートを作成し、この部分に貼り付けてください。 その際、エクセルシート上の表の下段に記載されている（注）にご留意ください。				
4. 光熱水費					
5. 旅費					
6. その他	0	0	0	0	0
II. 間接経費	0	0	0	0	0
合計(I + II + III)	0	0	0	0	0
消費税及び地方消費税	0	0	0	0	0
総計	0	0	0	0	0

(3) 当該提案において導入を予定している機器装置・備品

*本提案の研究開発において、導入を計画している機器装置・備品をご記入ください。(200万円以上を目安とします。)

機器・設備名	研究実施機関名	金額(円)	該当の研究項目及び導入時期
○○装置 一式	○○大学	* , ***, **	研究項目 B-1 / 6ヶ月頃
○○分析装置 一式	○○株式会社	* , ***, **	研究項目 A-2 / 1年2ヶ月頃

5. その他の研究費の応募・受入れ状況

「○○株式会社○○ ○○(研究者名)」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。

●研究費

相手機関名 (国名)	制度名/研究課題名	受給/契約 状況	研究 期間	予算額 (受入研究費額)	エフォート (%)
△△機構	◇◇研究制度	申請	2026.4- 2028.3	000,000千円	10
○○財団 (日本)	××事業△△の開発	申請	2026.4- 2028.3	000,000千円	10
××株式会社 (アメリカ合衆国)	■■の要素技術開発	契約中	2024.4- 2029.3	000,000千円	20
—	—	—	—	—	15

●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)

所属機関名	役職
○×研究所	主任研究員
○○大学	名誉教授
××株式会社	顧問

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(以下、「指針」という)に基づき、各機関の研究開発責任者(再委託・共同実施先は不要)から必要な情報を求めており、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金(競争的研究費)を含むその他の研究費(国外も含め配分されるもの(注1))の状況(配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート)を記入してください。既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

各機関の研究開発責任者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を記入してください。

記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

公募要領に記載の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除も併せてご参考ください。

(注1) 「他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」、とされています。

「○○株式会社○○ ○○（研究者名）」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。

●研究費

相手機関名 (国名)	制度名/研究課題名	受給/契約 状況	研究 期間	予算額 (受入研究費額)	エフォート (%)
○○財団 (日本)	××事業/△△の開発	申請	2026.4- 2028.3	000,000 千円	10
××株式会社 (アメリカ合衆国)	■■の要素技術開発	契約中	2024.4- 2029.3	000,000 千円	20
—	—	—	—	—	15

●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)

所属機関名	役職
○×研究所	主任研究員
○○大学	名誉教授
××株式会社	顧問

6. その他

(1) 契約に関する合意

「○○株式会社○○ ○○（代表者氏名：会社、法人としての代表者の氏名）」は、本研究開発テーマ「○○○○○の研究開発」の契約に際して、NEDOより提示された契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づいて行います。

共同提案の場合は、「○○株式会社○○○○○」、「□□株式会社○○○○○」及び「○○大学○○○○○」は、・・・として、共同提案者全ての代表者（再委託先等は含まない）からの合意を得てください。

(2) 本提案書及びその他提出書類に記載された技術情報の確認

本提案書及びその他提出資料中には、保全対象発明の内容、特許庁における一次審査又は内閣府における保全審査中であって特定技術分野と関係し得る特許出願の詳細な技術情報、及び、出願予定の技術情報であって特定技術分野と関係し得る詳細な技術情報については記載されていません。

提案書は、ここまでになりますが、極力 10 ページで収まるように簡潔に記載ください（表紙・概要版を含めず）。

－ 研究開発責任者研究経歴書の記入について －

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のために利用されます（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

研究開発責任者の研究経歴を研究開発責任者研究経歴書に記入し、提出してください。

【記入にあたっての注意点】

①提案の研究開発責任者：

提案機関（代表機関と共同機関）それぞれに研究開発責任者を1名選任してください。

②研究開発経歴（現職含む）：

(ア) 「過去の研究実績（参画プロジェクト）」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画したNEDOプロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

③受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等（外国出願を含む）：

(イ)当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。

(ウ)研究成果を示すものとして、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可）」、「特許（外国出願を含む）」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

※ 「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらがない研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

研究開発等実施体制の審査のために利用されます。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

研究開発等実施体制の審査のために利用されます。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票

【記載要領】

- 本事業では、情報管理体制等を有していることを応募要件としていることから、事業遂行上に係る情報管理体制を整備いただく必要があります。仮に、整備状況が不十分な場合には応募要件を満たさないものとして、不採択の扱いになります。
- 提案者（再委託先・共同実施先は除く。）として位置づけられる全ての事業者について、次ページの確認票を作成してください。共同提案の場合は、事業者毎に作成してください。
- 提案時にはエビデンス類（例：情報管理規程、ガイドライン 等）の提出も必要です。なお、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」については採択後の契約締結時点までに作成いただきます。
- 提出時には（本ページ含む）不要ページ・青字部分は削除してください。

NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票（通常の調査事業用）

		作成日	○○年○○月○○日
事業者名		○○株式会社	
提案テーマ名		NEDO先導研究プログラム/未踏チャレンジ/ テーマ名	
本確認票の記入方法		<p>➤ 機微情報（NEDO委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき情報）の情報管理に関する取組状況を確認します。</p> <p>➤ No1～3は、提案時点までに対応必須のものになります。「○」を選択できない場合は、応募要件を満たさないものとして提案書の受理はできません。また整備状況が不十分な場合も応募要件を満たさないものとして不採択の扱いになります。No2～3については、対応するエビデンスもあわせて提出してください。</p> <p>➤ No4は、採択後の契約締結時点までに作成いただく予定のため、提案時点では「△」の選択してください。</p>	
No	確認事項		【回答欄】
			○：対応済 △：契約締結時までに対応
提案時点までに対応			
1	過去3年以内に情報管理の不備を理由にNEDOから契約を解除されたことはない。		いずれか選択
2	情報管理に関する規程類を整備している。		いずれか選択
3	NEDO 事業の遂行にあたり、以下に掲げるような事項に対して、適切に対応可能な体制が構築できているか。 ①情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定めている（システム上のアクセス制限等を含む）。 ②再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。		いずれか選択
採択後の契約締結時点までに対応			
4	情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及び NEDO が了解した者のみとしている。 ※情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙）は、採択後の契約締結時までに作成いただく予定のため、提案時は作成不要です。		△
【備考】 「情報取扱者」とは、機微情報を取り扱う者を指します。			

注意：本様式（情報取扱者名簿及び情報管理体制図）は、採択後に契約締結時点までに作成いただく予定の資料のため、提案時点では提出不要です。

(別紙)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿（項目必須）

		氏名	所属	役職	研究体制上 の位置づけ ^{※4}	パスポート番 号及び国籍 ^{※5}
情報管理責任者 ^{※1}	A					
情報取扱管理者 ^{※2}	B					
	C					
業務従事者 ^{※3}	D					
	E					
再委託先等	F					

(※1) NEDO 事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者。

(※2) NEDO 事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 機微情報を取り扱う可能性のある者。

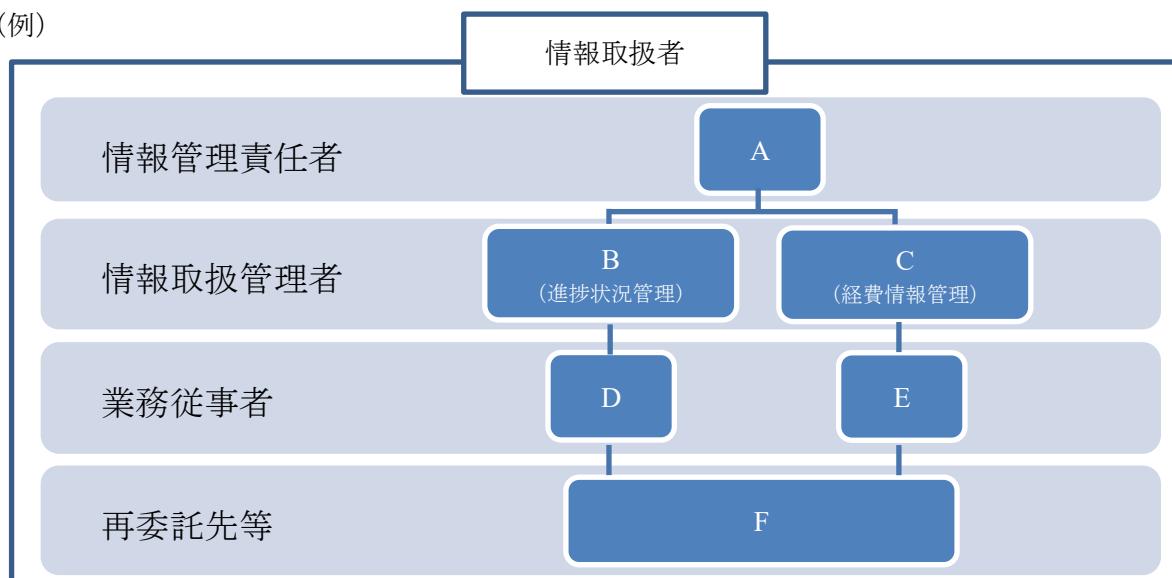
(※4) 実施計画書の研究体制に登録されている者は「●印」、それ以外の者は NEDO 事業との関係性や役割を記載。

(※5) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号及び国籍を記載し、該当しない場合は「-」と記載。

(※6) 住所、生年月日については、必ずしも当該名簿での管理を要しないが、NEDO から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【留意事項】

- NEDO 事業を実施した際に取得又は知り得た保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先等も含む。）
- NEDO 事業の遂行のため、最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

提案者情報

[記載要領]
 ・以下の【記載例】を参照の上、①～⑩の情報を提収者毎に記載してください。
 ・ただし、提収者が大学・国研等（国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人および地方独立行政法人）の場合は、⑥～⑪の項目は記載不要です。
 ・再委託先・共同実施先についても、企業等又は大学・国研等の種別に応じて、提収者同様に記載してください。なお、再委託先・共同実施先については⑫の情報は記載不要です。
 ・提出時には、青字部分は削除してください。

【各項目の留意事項】

- ・「①法人名」について、再委託先・共同実施の場合は法人名称に加え、括弧書きで再委託先又は共同実施先の旨を記載してください。
- ・「⑧主たる事業として営んでいる業種」に記載する業種分類は、「日本標準産業分類」の規程に基づきます。（ご参考：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms>）
- ・「⑨課税所得年平均額15億円以下」について、該当する場合は「○」を記載してください。課税所得年平均額とは、確定（申告）済の直近過去年分の各事業年度の課税所得の年平均額を指します。
- ・「⑩企業種別」について、別シートの「参考」企業種別の定義を参照の上、該当する場合は「○」を記載してください。企業種別が該当しない法人は「その他」と記載してください。
- ・「⑪会計監査人名」について、公認会計士又は監査法人名を記載してください。設置が無い場合は「無」と記載してください。会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができます。
- ・「⑫監査契約年月（当初）」については、⑪の公認会計士又は監査法人との監査契約年月を記載してください。なお、同じ会計士や監査法人と契約更新している場合は契約更新の年月ではなく、当初の監査契約年月を記載してください。会計監査人の設置が無い場合は、「—」としてください。
- ・「⑬財務諸表URL」については、直近の事業報告書や単体・連結財務諸表をWebサイト上で公表している場合に、本欄にURLを記載いただければ別途ファイルで提出することは不要です。

No.	①法人名	②法人番号(13桁)	③法人Webサイト	④所在地	⑤代表者名	⑥資本金	⑦従業員数	⑧主たる事業として 営んでいる業種 （當んでいる業種）	⑨課税所得年 平均額15億円以下	⑩企業種別	⑪会計監査人名 (当初)	⑫監査契約年月 (当初)	⑬直近の事業報告書・財務諸表のURL
X	株式会社○○○○	000000000000	https://	○○県○○市○○町 ○○丁目○番○号	代表取締役 ○ ○○○○	0.00百万円 0.000名	0.000名	製造業	—	大企業	○○監査法人	2013年11月	(直近の事業報告書) 2013年度分 : https:// (単体財務諸表) 2013～2014年度分 : https:// (連結財務諸表) 2013～2014年度分 : https://
X	△△△△大学 (再委託先)	000000000000	https://	○○県○○市○○町 ○○丁目○番○号	理事長 ○○○○	—	—	—	—	—	—	—	—
X	△△△△大学	000000000000	https://	○○県○○市○○町 ○○丁目○番○号	理事長 ○○○○	—	—	—	—	—	—	—	別途、提収書類として提出
X	株式会社○○○○ (共同実施先)	000000000000	https://	○○県○○市○○町 ○○丁目○番○号	代表取締役 ○ ○○○○	0.00百万円 0.000名	0.000名	サービス業	○	中小企業	無	—	—
1													
2													
3													

【記載要領】

- 2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。
- 本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況について、提出時点を基準として記載ください。また証拠書類等の提出をお願いする場合があります。
- 対象は、提案書の実施体制に記載される委託先の企業で、大学等や再委託先・共同実施先は除きます。
- 提出時には青字部分は削除してください。

【記載例】

提案法人名	常時雇用する 労働者数	認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入）
○○株式会社	○名	えるぼし認定1段階（○年○月○日）
○○株式会社	○名	えるぼし認定行動計画（○年○月○日）、ユースエール認定

【加点対象認定】

(参考：女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>)

認定等の区分	
女性活躍推進法に基づく認定 ^{*1} (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし 認定企業) 等	プラチナえるぼし ^{*2}
	3段階目 ^{*3}
	2段階目 ^{*3}
	1段階目 ^{*3}
	行動計画 ^{*4}
次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ^{*5} (くるみん認定企業・トライくるみん認定・ プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん ^{*6}
	くるみん（令和7年4月1日以降の基準） ^{*7}
	くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ^{*8}
	トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ^{*9}
	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ^{*10}
	トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ^{*11}
	くるみん（平成29年3月31日までの基準） ^{*12}
	行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ^{*4, *13}
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	

※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定

※2：女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3：常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4：次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）

※7：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定